

民研だより

民主教育研究所
Research Institute of Democracy and Education

No. 145
2020年9月10日

CONTENTS



- ◆ 基本的人権としての「学習権の保障」か、
教育の「私事としての自己責任化」か 山口直之 1
- ◆ 「環境と地域」教育研究委員会 川尻剛士 3
- ◆ 民主教育研究所 2020年度 活動方針 4
- ◆ 民主教育研究所 第15期 組織体制 7
- ◆ 日誌、寄贈図書等 8

基本的人権としての「学習権の保障」か、 教育の「私事としての自己責任化」か ——コロナ禍下の私立学校点描

山口直之(全国私教連)

全国私教連では、4月に1度、6～7月を期間に再度、「コロナ禍による『臨時休校』『学校再開』にともなう私学の実態調査」に取り組み、27都府県217校から回答を集約しました。回答校中35校の私立高校で924名(回答校生徒数中16.8%)が学費延納を申請しているという結果が出ています。社会的には大学生の学費問題がクローズアップされていますが、私学においては高校生の学費問題も深刻な問題です。6～7月の時点では実態を把握しきれない学校の方が多数でした。前期分については3月納入期限校が多いため1000人に満たない数でした。しかし、2020年4～6月のGDP成長率が年率換算でマイナス27.8%と戦後最悪となる中、後期分・

2学期以降分の納入期となる9月末以降、学費延納申請数が大きく増加することが全国の私学で懸念されています。日本の教育制度は、コロナ禍による経済悪化により経済的理由で学ぶ権利を奪われる高校生を生む可能性があるのです。

「臨時休校中のとりくみ」の設問において、回答校の7割が「配信型」、4割が「双方向型」のオンラインを活用した事が回答されています。「オンライン授業の是非」の議論は他に任せますが、緊急事態宣言期の「臨時休校」時に、学校が生徒とつながる為のツールとして、この率でオンラインに踏み出した点は、「私学の自主性」が良い形で発揮された例と考えます。しかし「全ての学

年・家庭が同等のIT環境にはない状況で公平な学びの提供はできていない」「公平性に欠け、Wi-Fi環境のない生徒には通信費が高額になった点が問題」という回答にみられるように家庭のWi-Fi環境の差が大きな問題でした。この状況に対し、東京、神奈川、宮城、愛知の一部私学で、「ICT環境整備費」等の名目で全家庭に一律数万円を学園が支給しました。しかし、これも大学をもつ一部私学に限られています。これに割ける財政上の余裕がある法人のみが実施できる動きであり、高校のみ、中高のみの法人でこれを実施するには、他の財政（人件費等）を切りつめる必要があります。神奈川県は、4月の県第一次補正予算で公立高校生の家庭のICT環境整備予算を計上しましたが、私立高校生の家庭は対象としませんでした。神奈川私教連が経営者団体と共同し、県を包囲した事で6月の第2次補正予算に計上させることができました。

「衛生・安全」の保障は、これまで以上に学校における重要事項になります。ところが文部科学省「学校基本調査」によると、2017年度全国の私立高校数1309校ですが本務養護教諭数は1223人となっています。専任の養護教諭が1校に1人は配置されていないという事になります。学校教育法では、高校の養護教諭は「置くことができる」とされ、配置が義務化されていません。恥ずかしい話ですが、養護教諭の配置を経費削減の対象とする私立高校も存在するという事です。全国私教連の養護教職員連絡会は毎年、専任養護教諭配置の義務化を要請してきましたが、文部科学省は「経営権には踏み込めない」の一点張りで、調査すら実施しません。逆の視点からすると、私立高校における養護専任教諭配置は、各校の「自己責任」の問題とされていることになります。

学校生活にかかわる「密」の問題は、高校生の場合通学時の公共交通機関においても抱える問題です。新潟県は、この問題の回避を目的と

して、公立私立ともに高校が集中している新潟市「白山駅」、上越市「高田駅」「南高田駅」を利用する高校生向けに、6/15～7/31日を期間として「通学用臨時バス」を走らせることを発表しました。ところが新潟県は、このバスの利用を「公立高校生のみ」に限定しました。新潟の「私学父母の会」「私学助成をすすめる会」の保護者は、即座に抗議とともに私立高校生の臨時バスの利用を認めるよう県教育課長へ要請しました。しかし課長は、「県立の生徒をバスに乗せることで電車内の密が避けられ、私立の生徒は助かるのでは」と回答するのみで「改善策」を示しませんでした。要請に同行した教員が、自校で集めた生徒の声を資料として届けました。しかし県の私学振興課は、私立高校の校長から要望が届いていないことを理由に、当該校へ「そうした声を集約した事を学校は把握していたのか」と問い質す形で、圧力とも取れる動きを見せました。

紙幅の都合で、見出しもつけずコロナ禍下の私学にかかわる実態のほんの一部を記すのみになっていました。この5カ月間に起きた4点の事実は、「教育」を基本的人権と認めて「公」が保障していくのか、私事と扱い「自己責任」の問題としていくのか、教育に対するこの国のあり方を強く問うているといえます。私学に通う高校生も卒業後は、社会の形成者となっていきますから、私学教育も十分に「公」の教育です。

この8月、県内23校88名の私立高校生が参加し、県内の戦跡を自転車で巡り「語り部」の話を聴き、広島の「平和の灯」をリレーする「自転車ピースリレー」を、愛知私学の高校生フェスティバル実行委員会が実施したことを、最後に付言します。子どもたちは希望です。



「環境と地域」教育研究委員会報告

川尻剛士（「環境と地域」教育研究委員会幹事）

「環境と地域」教育研究委員会は、2011年の東日本大震災に伴う福島第一原発事故を受けて、ポスト・フクシマの原発関連施設立地地域における「地域と教育」——以下「原発と教育」——のありようを問うべく、原発関連施設が集中立地する青森県下北半島での調査研究を今日に至るまで行ってきた。これまでの私たちの調査研究の一端は、『下北半島の未来を紡ぐ—地域、教育、民主主義—』（「民主教育研究所年報2017」（第18号）、2018年、以下『年報』）において取りまとめているのでご参照いただきたい。そこで明らかにされたのは、この半世紀あまりの間に急速に下北半島の「核半島化」が進むとともに当該地域の人びとの生き方や教育のありようが劇的に変化を強いられてきた〈過去〉、またそれと地続きの〈現在〉の姿であった。しかし、私たちは『年報』において、〈未来〉については十分に議論を展開できておらず、この点が大きな課題として残されていた。「どのようにすれば、現地の方々とともに、そして私たち自身の問題として下北半島の〈未来〉を語りうるのだろうか」——『年報』刊行以後、そのような問いを私たちは抱え込むこととなった。

そこで本委員会では、〈未来〉を描き出すために、下北半島に関わる調査研究を継続しながらも、他方で全国各地の「原発と教育」の現状との比較を通して下北半島を位置づけ直す作業を積極的に進めてきた。それは、外部講師の方々のご協力も得ながら進められている。例会でご報告いただいたタイトルをいくつか列挙すれば、「東海第2原発再稼働と近隣自治体、住民運動」（栗又衛さん・民主教育研究所）、「福島第一原発事故と向き合う教師のライフヒストリーと教材化の可能性」（前嶋匠委員）、「青森と鹿児島

という視点から鹿児島を眺める」（前田晶子さん・鹿児島大学）等である。また2019年3月には、上述の栗又報告を受けて、茨城県東海村を訪れ20年前の「東海村JCO臨界事故」（1999年9月30日）がいま現地でどう伝えられているのか等をめぐる調査研究も行った。そして、今月9月例会では、原発事故を経験した現地福島で日々奮闘されている高校教員に現地での「原発と教育」の現在をご報告いただく予定である。

いうまでもなく、どこの地域においても、辿ってきた〈過去〉と〈現在〉が抱えている問題は大きく、簡単に〈未来〉は浮上してこない。しかし、だからこそ、こうした各地域の現状を突き合わせた「対話」が必要なのだと思う。コロナ禍の中で研究会のオンライン化が進み、また外部講師への依頼可能性も格段に高まっている。本委員会が、この機会に下北半島をはじめとする全国各地の「原発と教育」問題を生きる人びとをつなぐ「対話のプラットフォーム」としての役割を果たすことも重要であるだろう。現職教員の方々にも積極的にお声がけしてみたい。そして、ともに私たちの〈未来〉をどのように描くのかをじっくりと語り合ってみたく願っている。



民主教育研究所

2020年度 研究活動方針

I 新型コロナウイルス感染(COVID-19)下での、子ども・青年・教職員と家庭・地域・学校

私たちは、新型コロナウイルスによるパンデミック状況下で、非常事態における生活と健康を守る新しい模索を求められる時代に入った。民研はこの事態の体験と模索自体を研究課題とし、新たな課題の抽出と研究創造に立ち向かうことを決意した。

そのために、日本国憲法第 25 条(健康で文化的な生活を営む権利)・26 条(教育を受ける権利)を中心とする諸人権条項や、国連・子どもの権利委員会声明(2020.4.8)をよりどころとし、民研声明(4.23)を出した。

私たちの研究では、次のような3つの当事者権利の保障に注目して行う。

*子ども・青年の生存権・生活権と学習権の保障

*保護者の生活権・労働権保障と家庭教育の実際

*教職員(教育関係職員)の労働権・生活権保障と教育実践の実際

1. 2020年3月～6月までを時期区分し、その特色と固有の教育課題を検討する

(1) 2.27 首相独断による休校要請とその波紋—3月期

- ①3月期:卒業(終業)期の独自の教育活動が突然にカットされ、混乱と困惑が拡大
- ②高校生・大学生の就職内定取り消し問題
- ③感染者への差別・攻撃など人権侵害

(2) 4.7 「緊急事態宣言」による新年度の変則的開始または休校—4月期

- ①4月期:入学(始業)期の独自の教育活動がカットされる、遊び・外出制限など
 - ②ICTなどによる授業や「家庭学習」、登校日指定、担任による児童生徒把握など
 - ③保育所、学童保育所、児童館、図書館、公園など、福祉・教育機関や団体での模索
- (3) 5.4 宣言延長による13都道府県と34県の取り組み、宣言の段階的解消—5月期
- ①文科省ガイドラインを参照した、各地域での多様な取り組み
 - ②登校形態の多様化、学校での生活スタイル、学習指導(授業、オンライン、家庭学習)、学校での生活/学習指導、運動場/体育館使用、給食などでの模索と工夫
- (4) 5.25 全域宣言解消、6.1 大都市圏学校再開以降の取り組み—6月期

2. 実践と研究の検討課題

この数か月の全国規模の体験から諸事実を検証し、無数の取り組みから、問題点の抽出や実践と研究の諸課題が浮かび上がってきている。それは、過去に体験した大規模災害、例えば阪神淡路大震災(1995)、東日本大震災・原発事故(2011)などとは異なる、世界的規模での新型感染症拡大という災禍における「感染拡大防止と両立しうる生活・教育活動の模索」というあたらしい課題である。

(1) 「子どもの生命を守り心身のストレスへのケアを行いつつ教育権を保障すること」を第一優先にした、福祉や教育分野での総合的な方針策定を行う。その実行にあたっては、専門家集団の意見をよく聞き、実践の担い手による自治・自主性の発揮を尊重する。非常時であるからという理由で、安易に上位下達や命令=受容方式に陥ら

ない仕組みを確立していく。

(2) 地域で子育てに携わる組織や団体の経営危機を公的財政で支援し、地域の子育て環境(自然・公園・遊び場・児童館・公民館・図書館・居場所など)を整える。

(3) 学校の主人公は子どもと教師・教育関係者であり、その運営に民主主義と自主性が貫かれるよう自治的運営を保障する。さらに、40人という日本の学級編成基準が学級を物理的に過度に密着した空間にしており、この機会に適正な規模への縮小化が求められている。また授業や行事など教育課程の編成にあたっては、学習指導要領や標準授業時数の機械的な強制は実態に合わず、精選や統合などの弾力的運用が認められるべきである。

(4) 人間にとっての労働分野の改善・改革に力を注ぐ。青年の就労支援と保障、生徒・学生のアルバイトと生活・勉学の両立、教職員を含む労働者の働き方の真の改革など。

(5) 日頃から脆弱な状況に置かれてきた子ども・青年に困難のしわ寄せが集中している。非常時にその問題が顕在化した。そこに厚い支援の方策を行う。

- ①「子ども・青年の貧困層」における困難・・・食事、学習環境、PC・タブレット支援
- ②DV、被虐待層における困難・・・家庭が安心・安全の場ではない層への特別のてだて
- ③特別支援を必要とする子ども・青年の、家庭と地域と学校での生活と教育支援
- ④アルバイトで生活を支える高校生・大学生への学費減免や生活支援
- ⑤外国からの留学生、外国人労働者への生活・労働・学習支援
- ⑥公教育学校や各種民間教育機関や教室での、非正規教職員などへの生活保障

(6) 休校や入校制限下での代替措置として、オンライン遠隔授業やICTでの学習支援の有効活用の方途が開発されている。そのなかで、ICT環境の格差が学習権享受の格差になって広がっており、これを解消する条件整備の保障が求めら

れている。ICT活用分野への民間教育産業の参入にあたっては、ハード面での過度に競争的な売り込み状況と、ソフト面でのプログラム内容の適否を含めて、教育が安易な利潤追求の草刈り場とならないような抑制措置が必要ではないか。

(7) 5月に急浮上し、直ちに導入に向かって政策化されようとした「9月入学制度」については、下旬に見送り方向が決定した。この間に、「導入ありき」で乱暴に進められた流れと、教育学研究者をはじめ科学的な知見で冷静な検討を進めた提言や見解表明が交錯し、後者が世論を変えて行った経過がある。この体験は教訓化される必要がある。

(8) 以上の状況から、あらためて「家庭や家族のあり方の問い直し」、「地域で子どもを育てる意味」、「学校は何をこそする場か」などの問いが浮上し、事実と体験にもとづく検討が求められている。

(9) この四半世紀の日本社会をみまわしても、阪神淡路大震災や東日本大震災・原発事故などの大災害に見舞われてきた。今回の世界的規模での、新型コロナウイルス感染拡大と防止の取り組みの体験は、子ども・青年の教育分野に限っても、以前とはどこが共通しどこが独自の新たな課題となっているのか、その比較検討が必要である。

II 2020年度に予定されていた、教育政策の進行と対応

COVID-19に遭遇しなければ、2020年4月からは、それまでに強引に進められてきた教育施策がさらに推進させられるスケジュールになっていた。その実行が遅れているが、政府・文科省は「遅れを取り戻し、規定の路線に載せよう」と躍起になっている。それが教育現場に、強制・混乱・困惑・矛盾・無理難題を生み出している。

主な施策を以下に挙げてみる。

1. 小学校における新教育課程の実施

- (1) 教育目標としての「資質・能力」の追求
- (2) 新教科書にみる教育課程の変化 「主体的・対話的で深い学び」の形式的な強調
- (3) 小学校英語、プログラミング教育の本格的実施
- (4) 中学校教科書採択へ(8月)

2. 働き方改変・変形労働制の条例化に向けて

文科省指針とモデルの提示、9月各自治体での議会審議開始

3. 中教審・初等中等教育「改革」審議の進行

- (1) Society5.0 下の教育推進
- (2) 「公正に個別最適化された学び」の実行
- (3) ICT教育の推進、一人一台タブレット(2023年度まで)の早期実行

4. 2019年度に中断した積み残し課題—大学入試制度「改革」の再検討

- (1) 大学入試英語での「民間資格試験」導入の再検討
- (2) 大学入学共通テストでの、記述式問題(国語、数学等)の扱い

これらの施策は、教育振興基本計画の実施および点検事項になっていた。しかし非常時に乗じてあわただしくスケジュール化して、無理やりに実行すべきものではないものが多い。それよりも、緊急に求められているのは、2020年度在学の子ども・青年たちの教育保障である。とりわけ、各学校段階の最終学年生への重点的な指導、各学校段階間での入学試験の時期設定や試験内容の再検討などが急務である。

こうした状況下で、全国いっせい学力テストが中止に追い込まれた。それに伴い、各自治体レベルのテストも中止になり、さらには廃止に進む動

きも出てきた。

子ども・青年の権利保障については、常に「最善の利益」が考慮されるべきであり、実情を無視して、コロナ災禍以前の状態に「機械的・画一的に戻る」のがいいのではない。

Ⅲ 2020年度、民研の重点研究

1. 総点検—新型コロナウイルス感染(COVID-19)下での子育てと教育、その実態・困難・工夫・課題

これを2020年度の重要研究課題とする。

評議会での討論、研究フォーラム、各研究委員会、『人間と教育』、『年報21(候補)』など、あらゆる研究の場で扱う。

2. 沖縄研究集会の準備を重ね、成果を双方の研究活動に生かす

これまで長期にわたって取り組んできた共同主催への模索から、民研として「沖縄に学ぶ」という課題として引き取る。COVID-19の推移を勘案しながら、現地開催についてはあらゆる場合を想定しつつ準備を周到に行い、夏季の然るべき時期に「最終決断」を行う。

3. 民研論文集『民主主義教育のフロンティア』の編集と刊行(旬報社)に力を注ぐ

2020年代における民主主義教育の実践と研究のあり方を模索する。

4. これらの活動を通じて、新運営委員会のもと2021年度の民研設立30周年を迎える

民研ホームページに「コロナ禍と教育」の特集があります

- ◆ 資料集「新型コロナと私たち」(1~6)
- ◆ コロナ・パンデミック・フォーラム(3回実施予定)の資料 などを掲載



民主教育研究所

第15期組織体制(2020年4月～2022年3月)

敬称略 (※印は新任)

【運営委員】

代表運営委員 梅原利夫(和光大学名誉教授)
副代表運営委員 中村雅子(桜美林大学)、児美川孝一郎(法政大学)
運営委員 朝岡幸彦(東京農工大学)、荒井文昭(東京都立大学)、安藤聡彦(埼玉大学)
勝野正章(東京大学)、木村浩則(文京学院大学)、金馬国晴(横浜国立大学)
杉田真衣(東京都立大学)、高橋哲(埼玉大学)、中嶋哲彦(愛知工業大学)
中村清二(大東文化大学)、秦範子(都留文科大学非常勤)※
馬場久志(埼玉大学)、松田洋介(金沢大学)、山口直之(全国私教連)
山本由美(和光大学)、宮下直樹(全日本教職員組合)

【研究所評議委員】

運営委員 上記19人
地域からの研究者 桜井幹二(北海道)※、寺田肇(青森)、数見隆生(宮城)
三輪定宣(千葉)、山内芳衛(埼玉)、宮川義弘(東京)、折出健二(愛知)
原貞次郎(長野)、山口 隆(大阪)、本田久美子(京都)、渡辺孝之(岐阜)
山上修(滋賀)、濱田郁夫(高知)
全日本教職員組合 檀原毅也(全教書記長)

【会計監査】

平尾行敏(全日本教職員組合)※、渡部昌彦(東京民研)※、広澤郁夫(埼高教)

【研究委員会】 *前が委員長、後が幹事

子ども研究委員会	馬場久志	松岡元
中等教育研究委員会	太田政男	阿部英之助
「特別支援教育と子ども・学校」委員会	中村尚子	兼任
教育課程研究委員会	金馬国晴	滝口正樹 鈴木博美
「ジェンダーと教育」研究委員会	杉田真衣	棚橋昌代
「環境と地域」教育研究委員会	安藤聡彦	川尻剛士
国際教育研究委員会	中村雅子	瓦林亜希子

【顧問】

池谷壽夫(了徳寺大学教授)※、太田政男(大東文化大学名誉教授)、神山正弘(元帝京平成大学教授)、佐貫浩(法政大学名誉教授)、館博通(元日本高等学校教職員組合委員長)、田中武雄(宮城教育大学名誉教授)、中野光(元中央大学教授)、橋本三郎(元全日本教職員組合協議会副議長)、橋本紀子(女子栄養大学名誉教授)、堀尾輝久(東京大学名誉教授・元民研代表運営委員)、三上昭彦(元明治大学教授)、宮本憲一(大阪市立大学名誉教授)、八木英二(滋賀県立大学名誉教授)、山田洋次(映画監督)、横湯園子(元中央大学教授)

【事務局】

事務局長:鈴木敏則 事務局員:伊藤 綾、栗又 衛

民研日誌 6～8月

- 6月 1日 『人間と教育』インタビュー
- 6月 2日 中等教育研究委員会
- 6月 7日 教育行財政研究委員会
- 6月10日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 6月12日 つどい実行委員会
子ども全国センター幹事会
- 6月14日 民主教育研究所評議会
- 6月20日 教育課程研究委員会
- 6月23日 『人間と教育』編集委員会
- 6月28日 子ども研究委員会
- 6月29日 「環境と地域」教育研究委員会
- 6月30日 中等教育研究委員会
- 7月 3日 『人間と教育』編集打ち合わせ
- 7月 6日 三役・事務局会議
- 7月 8日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 7月11日 運営委員会
- 7月12日 教育行財政研究委員会
- 7月16日 重点研究(COVID-19)WG
- 7月18日 教育課程研究委員会
- 7月22日 子ども全国センター幹事会
- 7月23日 『人間と教育』編集委員会
- 7月26日 「#めざせ20人学級」リレートーク
- 7月27日 「環境と地域」教育研究委員会
- 7月28日 中等教育研究委員会
- 7月30日 重点研究(COVID-19)WG
- 8月 2日 教育行財政研究委員会
重点研究(COVID-19)WG
- 8月 3日 三役・事務局会議
- 8月 5日 民研フォーラムリハーサル
- 8月 7日 つどい実行委員会
- 8月 8日 民研フォーラム
- 8月19日 ジェンダー研究委員会
- 8月17日 『人間と教育』校正
- 8月18日 『人間と教育』編集校正
- 8月19日 #めざせ20人学級 全教と懇談
- 8月23日 みんなで未来をひらく教育を語るつどい
- 8月24日 『人間と教育』出張校正
- 8月28日 「環境と地域」教育研究委員会
- 8月29日 教育課程研究委員会
- 8月30日 教育課程公開研究委員会

民主教育研究所『年報2020』(第20号)

2020年9月発行 1800円

学校教育の「道徳」化

～私たちがめざす道徳性の教育とは～

学校教育全体の道徳化を批判する

学習指導要領における道徳の教科化を批判する

「特別の教科 道徳」教科書の内容を批判する

対抗的な実践 各地の具体的な実践の動向をさぐる

寄贈図書・資料 6～8月

- ◆ 『現代の子育て・教育』
あいち県民教育研究所 ほっとブックス新栄
- ◆ 『大人になる・社会をつくる』
編集代表 松本伊智朗
編集者 杉田真衣 谷口由希子 明石書店
- ◆ 『「国連子どもの権利条約と日本の子ども期」
子どもの権利条約市民・NGOの会編 本の泉社
- ◆ 『「一八歳成人と「公共」に向けた主権者教育」
全国民主主義教育研究会編 同時代社

季刊『人間と教育』を発行しています

1190円+税 全国の書店で販売 民研で購読も可能 (年間5000円(送料込) | 部1255円)

- ◆ 107号 <2020年秋>
特集Ⅰ 教育は気候変動にどう向きあうか
特集Ⅱ コロナ危機下の教育
- ◆ 106号 <2020年夏>
特集Ⅰ 教育は測れるか
——数値化・標準化される教育
特集Ⅱ 子どもの命を守り、権利を社会に根づかせる
- ◆ 105号 <2020年春>
特集 大学はどこへ行く?
- ◆ 104号 <2019年冬>
特集 総点検! 日本のジェンダー問題
- ◆ 103号 <2019年秋>
特集 子どもが消える!?
——子どもの権利条約30周年

賛助会員 加入のお願い

民主教育研究所は

全日本教職員組合の組合員と賛助会員によって、財政が支えられ運営されています。真理と真実に基づき、研究を通して広く教育に携わる者の実践を支え励ます拠点として、1992年に設立されました。8つの研究委員会と「道徳教育プロジェクト」によって、研究が進められ、研究と実践をまとめた『年報』や季刊『人間と教育』を発行しています。

賛助会員になると

季刊『人間と教育』、「民研だより」(年4回)を無料で自宅に郵送。民研発行の書籍を各1冊、半額で購入可。

民研だより No.145 2020年9月10日

発行 民主教育研究所 発行責任者 梅原利夫

〒102-0084 東京都千代田区二番町 12-1

全国教育文化会館 5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

HP https://www.min-ken.org

